

件名：健康診断業務（単価）

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いいたします。

健康診断業務仕様書

1 目的

職員の健康保持に必要な健康診断について、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の規定に基づき実施するものである。

2 履行期間

平成24年4月2日から平成25年3月29日まで

ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。

3 健康診断の種別

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 特別定期健康診断
- (3) VDT 作業従事者健康診断
- (4) 婦人科検診
- (5) 新規採用者健康診断

4 実施場所

- (1) 一般及び特別定期健康診断、VDT作業従事者健康診断
農林水産省本省内の講堂又は会議室及び農林水産省本省敷地内の駐車場等
- (2) 婦人科検診、新規採用者健康診断、一般定期健康診断（第3期）
請負医療機関内（農林水産省本省から徒歩及び交通機関を利用して、片道1時間程度以内であること。）

5 各健康診断の検査項目、予定数量、実施予定時期等

「別紙1」のとおり

6 健康診断の実施方法

- (1) 職員へ配布する受診票は、前年度の健診結果を記載すること。
なお、契約締結後、農林水産省大臣官房厚生課担当職員（以下「担当職員」という。）から、前年度の健診結果の電子データを提供することとする。
- (2) 受診票と検体容器は、局課単位ごとに仕分けを行い、健診が始まる約2週間前までに農林水産省大臣官房厚生課に納品すること。
- (3) 健診を実施する際は、受注者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者が滞りなく受診できるように、検査設備の必要数の確保や受診者の誘導等に配慮すること。
- (4) 検査機材、その他必要な物品については、受注者が準備すること。ただし、健診の際に必要とされる机及び椅子は農林水産省が貸与する。
また、健康診断会場は、健診実施前日（行政機関の休日に当たるときは、行政機

- 関の休日の前日とする。)までに受注者が設営し、最終日の健診終了後は速やかに原状回復を行うこと。
- (5) 健康診断会場の運営については、受診者のプライバシーへの配慮をできる限り行うこと(心電図において他者から見えないカーテンの設置など)。
 - (6) 定期健康診断の間診のため、十分な人数の医師を配置すること。
 - (7) 婦人科検診及び一般定期健康診断(第3期)受診者からの受診の予約申込の対応は、受注者側で行うこと。
 - (8) 一般定期健康診断(第1期及び第2期)は、8:30~12:00の間で行うこと。

7 健康診断結果報告

- (1) 健康診断結果は、健診終了後(第1期の場合は実施期間が長いため、前半と後半に分けて報告すること。)の3週間(行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日とする。以下同じ。)以内に(2)及び(3)により報告すること。ただし、緊急に精密検査、治療を要する異常所見があった場合には、健診後1週間以内に報告書と異常所見に係る健診結果資料を、担当職員あてに報告すること。
- (2) 健康診断結果報告書
 - ①個人結果票(本人用) 1部
個人ごとにとじて封入し、氏名及び所属部署を表示の上、局課単位ごとに仕分けしたものを納品すること。個人結果表には、過去2年分の検査結果を表示すること。また、検査項目の説明を記載又は別紙で同封すること。
 - ②個人結果表(職場保管用) 1部
封入せず、局課単位ごとに仕分けしたものを納品すること。
 - ③連名形式の個人結果票(農林水産省診療所保管用) 1部
40才以上と39才以下に2分し、それぞれを局課順に並べたもの。
 - ④健診結果等データ(電子媒体)
 - ア. 健診結果データは、属性の氏名、フリガナ、性別、生年月日、職員番号、官職名、部署名や検査結果等のほか、会計(事業所)コードや局課(部署)コードも表示の上で納品すること。また、一般定期健康診断の未受診者名簿も納品すること。納品にあたっては、CSV形式でCD-ROMを納品すること。
 - イ. アの健診結果データについては、農林水産省共済組合へ特定健康診査の結果を報告するため、共済組合提出用としてXML方式でCD-ROMを納品すること。
 - ウ. 健康管理支援システム取込用の健診結果データと問診データを、「別紙2」の配列や書式により、CSV形式でCD-ROMを納品すること。(診療所に導入した健康管理支援システムにデータを取込むため)
- ※ 健康管理支援システム
ソフトウェア名 : タック総合健診システム, NET (タック社製)
- (3) 健康診断結果資料

胸部・胃部エックス線フィルム、眼底フィルム及び心電図は、検査番号順に並べたものを納品すること。ただし、再検査、要精密検査に該当する者は分けて納品すること。

(4) 健診データの保管、提供

過去5年分の健診データを保管し、本契約後の翌年度に入札により、他の健診機関が受注した場合には、その健診機関に無償で電子データを提供すること。

8 費用請求

請求書は、会計別に作成する必要があるため、事前に担当職員と協議すること。

9 遵守事項

(1) レントゲン車の使用は最大4台までとする。駐車する場所は、農林水産省の本省敷地内等を使用するので、搬入出方法、駐車期間、養生方法等について、担当職員と十分に協議、確認し適切に行うとともに、庁舎管理の農林水産省大臣官房経理課担当職員の指示にも従うこと。

(2) レントゲン車両の使用において必要な電源は、受注者が用意すること。

(3) 受注者は雨天時の場合、受診者がレントゲン車両を利用する際の雨傘を準備すること（レントゲン車付近の状況によっては雨よけテントがあると望ましい）。

(4) 受注者は、法令に定める資格を有する業務については、有資格者を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正に行うこと。

(5) 受注者は、担当職員の指導の下、会場設営、受診業務、後片付けを実施すること。

(6) 受注者は、業務終了後は作業場所の清掃を行うこと。業務終了後は速やかに担当職員に報告を行うとともに、担当職員の確認を受けなければならない。

なお、担当職員の確認により不具合が発見された場合には、受注者は誠意を持ってこれを改善し、改めて確認を受けること。

(7) 一般定期健康診断等の各業務の実施にあたり、担当職員と実施日、実施方法、各種の様式等の調整を行った後、準備に入ること。

10 健診会場や敷地内での事故防止と補償

本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。なお、レントゲン車両搬入出等により、次の各項の事故が生じたときは、受注者において、賠償、修繕及び弁償すること。

① 農林水産省職員及びその関係者、来訪者、第三者との人身事故

② 農林水産省本省敷地内等の外溝、通路、植栽、建物及び付随する設備に対する事故

③ その他、受注者の管理責任に基づく事故

11 応札者の条件

本件の応札の条件は、以下のとおりとする。また、応札条件を確認する書類を提出すること。

- ① 過去3年間において、1ヶ所で1日に300人程度の一般定期健康診断を行った実績があること。また、連続して12日間程度（土日、祝祭日を除く。）の一般定期健康診断を実施する能力（検査を行う人材、検査機材、レントゲン車の確保等）があること。
- ※ 様式は任意。実施期間、実施先、受診人数（1日に実施した人数）が記載されていること。
- ② 別紙1に記載された検査を実施できること。
 - ③ 個人情報漏えい防止等の情報管理が徹底されていること。
 - ④ 婦人科検診、採用者健診、一般定期健康診断（第3期）の実施場所は、農林水産省本省から徒歩及び交通機関を利用して、片道1時間程度以内で行けること（施設概要を提出）。

1.2 その他

- (1) 1.1に掲げる書類の他、団体の概要（パンフレット等）を提出すること。
- (2) 検査の基準値（正常値、異常値）を年度の途中で変更する場合は、事前に担当職員と協議の上、承認を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議の上、決定するものとする。